

## 令和7年度実施

# 板倉町職員採用試験募集要項 社会人経験者採用

## 令和8年4月採用

令和8年度に採用する職員を次のとおり募集します。応募者は、募集職種、受験資格等を確認のうえ、申し込みをしてください。

### 1. 採用職種、受験資格

#### ◇社会人経験者採用◇

採用職種	受験資格
一般事務職 (事務)	昭和50年4月2日以降に生まれ、令和8年3月31日時点で、民間企業や官公庁等において、正規職員として就業していた職務経験の期間（6月以上継続して就業した期間のみ通算）が5年間以上ある人。  ※板倉町または板倉町教育委員会において、会計年度任用職員として就業していた期間が令和8年3月31日時点で、通算3年間以上ある（見込の人を含む）場合は、上記の職務経験の条件を満たすこととします。

※高等学校卒業以上の学歴を有すること。

※休業等（病気休暇、育児休業等）の期間が1か月以上ある場合は、その期間は、職務経験に含めることはできません。

※ただし、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

### 2. 採用予定人数

若干名

### 3. 提出書類、受付期間、提出先

#### （1）提出書類

- ・職員採用試験申込書（役場で配布又は町ホームページからダウンロードしたもの）

#### （2）受付期間及び時間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月19日（木）午後5時まで

※期間を過ぎての申込みは受け付けません。

### (3) 提出先

板倉町役場 総務課 秘書人事係(板倉町役場 2階)  
〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1

TEL 0276-82-1111(内線202) / 0276-82-6121(直通)

※上記提出先へ直接持参してください。郵送による申込みは受け付けません。

▷町ホームページからダウンロードした申込書を使用する場合の注意

印刷は、両面印刷、A4サイズの白色の用紙を使用し、拡大・縮小は行わないでください。  
表面右側の「受験票」の位置裏側に、裏面の「受験心得」を印刷してください。

## 4. 試験方法、試験日時、試験会場

試験方法	試験日時及び試験会場
◆S P I 3 試験 (性格検査と能力検査)	◆試験日時 受検案内通知到着後から令和8年2月22日(日) 午後3時までのうち受験者が選択する日時  ◆試験会場 町が指定する全国のテストセンター等の中から予約を行ってください。(詳しくは、申込み後にメールにてお知らせします。)
◆作文試験、口述試験	◆試験日時 令和8年2月23日(月・祝) 詳細は、試験申込者に通知します。  ◆試験会場 板倉町役場

## 5. 合否通知

S P I 3 試験及び作文試験、口述試験における合否の結果は、申込書に記載されたメールアドレスに通知します。電話等による合否の問い合わせにはお答えできません。

## 6. 勤務条件

### (1) 初任給

板倉町職員の給与に関する条例により、給料のほか各種手当が支給されます。初任給は、採用時の最終学歴、年齢及び経験年数により決定しますが、標準的な現行の初任給月額は次のとおりです。

大学卒業者の初任給月額	232,000円+職歴を加味した額
高等学校卒業者の初任給月額	200,300円+職歴を加味した額

※令和7年4月1日現在の額です。給与改定によって変わることもあります。

※大学院を卒業した人または採用される以前に職歴のある人の初任給は、一定の基準により額が加算されます。

### (2) 賞与(期末手当・勤勉手当)

基本給のほかに年間、給料月額×4.65の賞与が支給されます。

### (3) その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び時間外勤務手当などが、それぞれの基準によって支給されます。

(4) 健康保険

群馬県市町村職員共済組合に加入します。

(5) 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分までです。（7時間45分勤務）

ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

(6) 休日

土・日曜日（週休2日制）、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）です。

ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

(7) 休暇

年次有給休暇は、基本的に1年度につき20日で、20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。また、このほかに夏季休暇、産前・産後休暇、病気休暇、介護休暇等の特別休暇や育児休業制度等があります。

(8) 福利厚生

定期健康診断、人間ドック、保養事業等の制度があります。

7. 採用予定日

令和8年4月1日

8. その他

受験資格がないこと又は職員採用試験申し込みの際の記載事項が正しくないことが明らかになった場合には、採用内定を取り消すことがあります。

採用内定後、卒業証明書、職務経験を証明する書類等を提出いただきます。提出できない場合は、採用内定を取り消すことがあります。

9. 応募についてのお問い合わせ

板倉町役場 総務課 秘書人事係

電話：0276-82-1111（内線202）／0276-82-6121（直通）